三(一)　所　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県最上郡最上町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　干害の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
最上町（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

四(一)　所　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県最上郡最上町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
最上町（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年一月十七日　農林水産大臣　鹿野　道彦

一(一)　所　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県上山市・北村山郡大石田町（以上一市一町国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
大石田町（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　所　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県山形市・尾花沢市（以上二市国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、立木の伐採を禁止する。
尾花沢市（次の図に示す部分に限る。）
(2)　次の森林については、主伐は、択伐による。
山形市（次の図に示す部分に限る。）
(3)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(4)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(5)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三(一)　所　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県西村山郡朝日町・大江町（以上二町国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　干害の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
朝日町・大江町（以上二町について次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百十九号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十三年四月五日に消滅したものとみなされる。

平成二十四年一月十七日　農林水産大臣　鹿野　道彦

1　登録番号　第18156号
2　登録年月日　平成21年4月2日
3　農林水産植物の種類　Caladium Vent.
4　登録品種の名称　サマースノー
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所　株式会社シンク　埼玉県所沢市御幸町6番地1号　サンライズ所沢

1　登録番号　第18158号
2　登録年月日　平成21年4月2日
3　農林水産植物の種類　Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　アヴィエラス
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所　オーロラ　バラエティーズ　S．L　スペイン領カナリア諸島　メレナラーデルデ　カリェミラマル　97

1　登録番号　第18166号
2　登録年月日　平成21年4月2日
3　農林水産植物の種類　Euphorbia pulcherrima Willd. ex Klotzsch
4　登録品種の名称　FISDRA
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所　Syngenta Crop Protection AG Schwarzwaldallee 215, 4058 Basel Switzerland

○農林水産省告示第百二十号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十三年四月十六日に消滅したものとみなされる。

平成二十四年一月十七日　農林水産大臣　鹿野　道彦

1　登録番号　第7192号
2　登録年月日　平成11年4月15日
3　農林水産植物の種類　Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　ルノアール
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所　バルブレ＆ブラン　S．A．　カミノビエホ　205　30890　プエルト　ルンブレラス　ムルシア　スペイン

○農林水産省告示第百二十一号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十三年五月二十四日に消滅したものとみなされる。

平成二十四年一月十七日　農林水産大臣　鹿野　道彦

1　登録番号　第6396号
2　登録年月日　平成10年5月22日
3　農林水産植物の種類　Antirrhinum L.
4　登録品種の名称　千早ピンク2号
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所　谷口武司　長野県伊那市大字東春近169番地

1　登録番号　第6397号
2　登録年月日　平成10年5月22日
3　農林水産植物の種類　Antirrhinum L.
4　登録品種の名称　千早ホワイト4号
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所　谷口武司　長野県伊那市大字東春近169番地